

感染拡大を防ぎましょう



新型コロナウイルス感染症対策本部（市健康推進課） ☎22-0179

※特に注意書きが無い場合、4月22日現在の情報をもとに作成しています

市民の皆さんへ

全国的に新型コロナウイルス感染症が拡大の一途をたどっております。岩手県の発表によると、県内で256件のPCR検査が実施（4月22日現在）されましたが発症例はなく、岩手県は発症例のない唯一の県となっています。これは市民の皆さん一人ひとりの協力によるものです。

4月16日、政府からの発令で、5月6日までの期間、岩手県を含む全都道府県が緊急事態宣言の対象区域になりました。このことから市としても、これまで以上に感染拡大防止に取り組んでまいります。

ゴールデンウィーク期間中は、県外からの人の流入や県内での人の往来が予想されます。人と人とが接触する機会を減らすため、市所管の屋内外の体育施設、図書館や鉄の歴史館などの文化施設を休館し、道の駅「釜石仙人峠」などの関連施設も時間短縮営業や休業することになりました。5月6日まで他地域への往来はもちろんのこと、併せて不要不急の外出を極力避けていただくよう強くお願いします。

また県外からいらした人につきましては、当市に着いてから2週間外出を控えていただくことを、重ねてお願いいたします。

5月7日以降につきましては、国や県の方針に沿って検討し対応してまいります。

市民の皆さんには、引き続きご不便をおかけいたしますが、密閉、密集、密接の3密を避け、手洗いや咳エチケットをはじめとした基本的な感染症対策について、より一層の注意を払っていただくようお願いします。

釜石市新型コロナウイルス感染症対策本部
本部長（釜石市長） 野田武則

市内施設のゴールデンウィークの休館情報

市は、新型コロナウィルス感染症の拡大に伴う政府の緊急事態宣言を受け、感染拡大防止のため、市内施設のゴールデンウィーク期間中の営業を、次のとおり時間短縮営業、臨時休館とします。

		5月2日 (土)	5月3日 (日・祝)	5月4日 (月・祝)	5月5日 (火・祝)	5月6日 (水・休)
観光・商業施設	釜石物産センター (シープラザ釜石)	10時～15時	10時～15時	10時～15時	10時～15時	10時～15時
	釜石観光総合案内所	10時～15時	10時～15時	10時～15時	10時～15時	10時～15時
	鵜の郷交流館	10時～15時	10時～15時	10時～15時	10時～15時 (夕折は休業)	10時～15時 (野村商店は休業)
	魚河岸テラス	2F	※営業時間については、各テナントにお問い合わせください			
		1F				
	道の駅「釜石仙人峠」、根浜海岸観光施設（全施設）、御箱崎の宿					5月6日(水・休)までの期間、休館・休業・休止とします
文化施設	釜石情報交流センター、釜石市民ホール、市民交流センター、働く婦人の家、郷土資料館、鉄の歴史舘、橋野鉱山インフォメーションセンター、旧釜石鉱山事務所、いのちをつなぐ未来館、図書館					
体育施設	市球技場、釜石鵜住居復興スタジアム、市民体育館、中妻体育館、市民交流センター体育館、市営プール					
その他	市立集会所、市立公民館(分館を含む)、大石地域交流センター					

※5月7日(木)以降につきましては、今後の動向により判断し、市のホームページなどでお知らせします

犬の飼い主のみなさんへ ～マナーを守って楽しいペットライフ!～

犬の登録と
狂犬病予防注射を
受けさせましょう

犬を飼うには狂犬病予防法により各種の手続きが必要で
す。

①新しく犬を飼ったとき
生後91日以上の犬には、生涯に1回の登録が義務付けられています。
登録の手続きは、市生活環境課および動物病院ですることができます。

②飼いが死亡したとき
市への届出が必要です。市生活環境課または各地区生活応援センターで手続きができます。
電話による届け出も受け付けます。

③登録内容の変更があったとき
犬の飼い主・住所などが変更になった際には、市生活環境課への届け出が必要です。

④狂犬病予防注射について
犬には、年一回、狂犬病予防注射を受けさせることが法律で義務付けられています。
春・秋に実施する集合注射または、かかりつけの動物病院で接種できます。
大事な家族を狂犬病から守りましょう。

問い合わせ
市生活環境課 環境保全係
☎27-8453

犬の登録と狂犬病予防注射日程表 ☆登録料金（1匹）3,000円 ☆予防注射（1匹）3,200円

	実施場所	時 間	実施場所	時 間
5月13日(水) 菅原獣医師	①能舟木集会所前	9:15～ 9:25	⑩大平児童遊園	13:45～13:55
	②橋野多目的集会施設前	9:45～10:00	⑪上平田ニュータウン集会所前	14:05～14:20
	③栗林地区コミュニティ消防センター付近	10:10～10:25	⑫上平田集会所前	14:25～14:35
	④砂子畑集会所前	10:30～10:40	⑬平田第1・第2仮設団地入り口付近	14:45～14:55
	⑤鵜住居公民館川目分館	10:45～11:00	⑭唐丹地区生活応援センター付近	15:10～15:25
	⑥旧箱崎町仮設団地B入り口付近	11:20～11:30	⑮片川集会所付近	15:35～15:45
	⑦日向グラウンド付近（鵜住居町）	11:45～12:00	⑯荒川地区集会所付近	15:55～16:05
	⑧女遊部公民館付近	12:10～12:20	⑰久保正春さん宅前（上荒川）	16:10～16:20
	⑨松原公園付近	13:30～13:40		
5月14日(木) 池上獣医師	①浜町集会所前	9:15～ 9:25	⑪青葉タクシー付近（小川町）	13:00～13:10
	②天神町仮設団地入り口付近	9:30～ 9:40	⑫中小川集会所前	13:15～13:25
	③ホテルマルエ駐車場	9:45～ 9:55	⑬上小川石灰橋付近	13:30～13:40
	④昭和園クラブハウス前	10:05～10:15	⑭市球技場入り口付近	13:55～14:05
	⑤源太沢公園	10:20～10:30	⑮甲子地区生活応援センター前	14:10～14:20
	⑥上中島多目的グラウンド駐車場	10:35～10:50	⑯大畑団地集会所前	14:25～14:35
	⑦小佐野地区生活応援センター	10:55～11:10	⑰甲子林業センター	14:45～14:55
	⑧花崎産業駐車場（向定内）	11:15～11:25	⑱洞関地区コミュニティ消防センター付近	15:00～15:10
	⑨野田西公園北側	11:30～11:40	⑲大松地区コミュニティ消防センター付近	15:20～15:30
	⑩小川町・親和橋付近（旧市民体育館入り口）	11:50～12:00	⑳仙人インフォメーションセンター前	15:35～15:50

経営環境	雇用を維持するために一時的に従業員に休業してもらう場合	助成	雇用調整助成金（コロナ特例） 休業に対して支払った休業手当、賃金などの一部を助成 助成率：大企業 2/3、中小企業 4/5 一定の要件を満たす場合は、大企業 3/4、中小企業 9/10	岩手労働局 職業対策課分室 助成金相談コーナー ☎019-606-3285、3286 月～金曜日（祝日を除く） 8時30分～17時15分
	小学生などの子どもがいる従業員のために	助成	小学校休業等対応助成金（事業主向け） 小学校休校などにより、保護者である従業員に有給休暇を取得させた場合、1日8,330円を上限に、賃金相当額を助成	学校休業助成金・支援金等相談コールセンター ☎0120-60-3999
	小学生などの子どもがいるフリーランスの人へ	助成	小学校休業等対応支援金（フリーランス向け） 小学校休校などにより、契約した仕事ができなくなったフリーランスの人に、1日あたり4,100円を支給	受付時間 9時～21時（土・日曜日、祝日を含む）
資金繰り	資金繰りのため、政府系金融機関による融資を受けたい	融資	無利子・無担保融資（新型コロナウイルス感染症特別貸付）（生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付） コロナウイルスの影響で売り上げが前年比5%以上減 融資限度額：6,000万円 当初3年間、金利を0.9%引き下げ 要件を満たす場合、3年間の特別利子補給	●日本政策金融公庫 盛岡支店 ☎019-623-4376 受付時間 月～金曜日（祝日を除く） 9時～17時
		融資	マル経融資の金利引下げ 生活衛生改善資金の金利引下げ コロナウイルスの影響で売り上げが前年比5%以上減 融資限度額：1,000万円 当初3年間、金利を0.9%引き下げ	●日本政策金融公庫 事業資金相談ダイヤル ☎0120-154-505 受付時間 月～金曜日（祝日を除く） 9時～17時
		融資	衛生環境激変対策特別貸付 コロナウイルスの影響で売り上げが前年比10%以上減 融資限度額：1,000万円 振興計画の認定を受けた生活衛生同業組合の組合員は金利0.9%引き下げ	【特別利子補給】 ●中小企業 金融・給付金相談窓口 ☎0570-783183 受付時間 9時～17時 （土・日曜日、祝日を含む）
	資金繰りのため、民間金融機関による融資を受けたい	融資	セーフティネット貸付の要件緩和 コロナウイルスの影響を受けた事業者 融資限度額：4,800万円 基準金利：1.91%	
		融資	岩手県制度融資 岩手県新型コロナウイルス感染症対策資金 コロナウイルスの影響で売り上げが前年比15%以上減 融資限度額：8,000万円 金利：（固定）1.4%以内、（変動）1.2%以内 保証料：0.4%	岩手県経営支援課 金融担当 ☎019-629-5542 月～金曜日（祝日を除く） 9時～17時
		保証	セーフティネット保証 4号（突発災害）・5号（業況悪化） 【4号】売り上げが前年比20%以上減（市長の認定が必要） 【5号】売り上げが前年比5%以上減・指定業種（市長の認定が必要） 危機関連保証 売り上げが前年比15%以上減（市長の認定が必要）	●岩手県信用保証協会 釜石支所 ☎27-8361 ●釜石市商工観光課 商工業支援係 ☎27-8421
	コロナウイルス感染症の影響で売上が半減した	給付	持続化給付金 コロナウイルスの影響で売り上げが前年比50%以上減 給付額：前年総売り上げー（前年同月比▲50%月の売り上げ×12か月） 給付上限額：法人 200万円、個人事業者など 100万円 ※申請方法などの詳細は決定次第公表します	中小企業 金融・給付金相談窓口 ☎0570-783183 受付時間 9時～17時（土・日曜日、祝日を含む）



最新情報は市のホームページをご覧ください

子育て支援センターの再開

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため3月3日から子育て支援センターを一時閉所していましたが、4月15日から順次開所（再開）しています。（4月29日から5月6日は閉所）
なお、利用するためには検温などの条件があります。詳しくは、各子育て支援センターまでお問い合わせください。

問い合わせ	
中妻子供の家子育て支援センター	☎23-5552
甲子子育て支援センター（電話相談のみ）	☎23-4113
かまいしこども園子育て支援センター	☎27-8273
鶴住居保育園子育て支援センター	☎28-3361
平田子育て支援センター	☎27-5223

新型コロナウイルス感染症の影響で支払いが困難な人へ 水道料金などの支払い期限を延長します

対象 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少し、水道料金などの支払が困難な人（事業者を含む）
支払い期限を延長する料金 水道料金、公共下水道使用料、農業集落排水施設使用料、漁業集落排水施設使用料
期限 支払期限が令和2年2月末日から6月1日までの水道料金などを、令和2年6月30日（火）まで延長します

申込方法 市水道事業所にお電話ください
（月～金曜日9時～17時※祝日を除く）
※新型コロナウイルス感染症の影響の状況を聞き取る場合があります
※必要に応じて状況を確認できる書類を提出していただく場合があります

問い合わせ 市水道事業所 ☎23-5881

証明書類・転出手続きの郵送による申請

① 戸籍謄抄本・住民票の写しについて
戸籍謄抄本や住民票の写しの交付申請は、次の方法により郵送で行うことができます。
◆必要なもの
①住民票の写し・戸籍証明などの交付申請書
市のホームページからダウンロード、または窓口に備え付けの申請書に必要事項を記入
任意様式でも申請できますが、必要事項はお問い合わせください
②手数料分の無記名定額小為替（郵便局の為替窓口で発行されるもの）
③切手を貼った返信用封筒
④申請者の本人確認書類の写し
運転免許証、マイナンバーカードまたは健康保険証などの現住所が確認できるものの写し
※本人以外が申請する場合、原則的に「住民票の写し」は同世帯の人、「戸籍謄抄本」は配偶者または直系親族による申請が可能です。その他の人が申請する場合は、交付を受ける権限のある人の委任状が必要です。釜石市の戸籍で申請者と対象者の関係を確認できない場合は、申請者の戸籍証明など、別に添付書類が必要になる場合がありますので、あらかじめお問い合わせください

② 転出手続きについて
釜石市から他市町村へ住所を移すには、釜石市で転出の届け出が必要ですが、その手続きも郵送で行うことができます。
◆必要なもの
①住所変更届 市のホームページからダウンロード、または窓口に備え付けの申請書に必要事項を記入
任意様式でも申請できますが、必要事項はお問い合わせください
②切手を貼った返信用封筒（転出証明書送付用）
・転出証明書の送付先は、新住所地か転出前の釜石市の住所地に限り
・マイナンバーカード（写真付きの物）を所有している人は転出証明書の送付がないため、返信用封筒は必要ありません
③本人確認書類の写し
運転免許証などの写真付きは1点、健康保険証などの写真なしのものは2点
※転入の届け出については、郵送ではなく転入先の市町村の窓口に直接行き、手続きしてください

送付先・問い合わせ
〒026-8686 釜石市只越町3-9-13
市市民課 市民登録係 ☎27-8450

新型コロナウイルス感染症の影響により、次の催しを中止します

放送大学岩手学習センター 釜石校

釜石市放課後子ども教室

当面の間、お休みします。

外国人のための日本語教室

4月および5月はお休みします。6月以降の実施は今後の状況を踏まえ、決定します。

問い合わせ 市まちづくり課 ☎27-8454

令和2年度釜石市消防団消防演習
5月31日(日)

問い合わせ 市消防課 ☎0193-22-2525

出張年金相談（毎月）

※再開時期は未定です。年金の相談については、宮古年金事務所に電話でお問い合わせください

問い合わせ
宮古年金事務所 お客様相談室 ☎0193-62-1963

「第32回釜石よいさ」
開催を休止します

新型コロナウイルス感染症拡大の状況を考慮し、今年は開催を見送ることとしました。来年以降、再開した際には、ぜひ参加をお願いします。

問い合わせ 釜石よいさ実行委員会 ✉kamaishi.yoisa.jimukyoku@gmail.com

令和2年度住宅用新エネルギー導入支援事業費補助金

市は、東日本大震災で被災した人が、自ら居住する住宅に太陽光発電システムなどの新エネルギー設備を新たに設置する場合、補助金を交付します。

対象	平成23年3月11日に発生した東日本大震災および平成23年4月7日に発生した余震により、家屋が全壊、大規模半壊、半壊または一部損壊の被害を受けた人が自ら居住する住宅に新たに設置した、または設置を予定している新エネルギー設備（太陽光発電システム、家庭用蓄電池、ペレットストーブ）
補助金額	①太陽光発電システム（ただし、太陽電池の最大出力が3kW以上のもの） 3kW以上4kW未満…3万円 4kW以上5kW未満…4万円 5kW以上…5万円 ②家庭用蓄電池 設置経費の10分の1（補助限度額…5万円） ③ペレットストーブ 設置経費の10分の1（補助限度額…3万円）
申請期限	令和3年2月28日(日)

※予算の範囲内で実施しますので、期限前に終了する場合があります。提出書類など詳しくは、お問い合わせください

問い合わせ 市生活環境課 環境保全係 ☎27-8453

東日本大震災および令和元年台風第19号による二重被災世帯への「児童学習支援」を実施

（公財）東日本大震災復興支援財団は、東日本大震災で被災し、かつ、昨年10月に発生した「令和元年台風第19号」で二重被災した世帯の中学生以下の児童を対象とした児童学習支援を4月6日から募集しています。本支援では二重被災という困難な状況の中でも継続的な子育てや学習環境を整えてもらうことを目的に、児童一人当たり5万円を支援します。申し込みには、東日本大震災の罹災証明書の他、台風の罹災証明書など、所定の書類の提出が必要です。

- 応募締切は5月29日（当日消印有効）
- 詳細は財団ホームページ（<http://minnade-ganbaro.jp/>）に掲載していますのでご確認ください



財団のホームページ

問い合わせ （公財）東日本大震災復興支援財団 ☎090-4282-4842（月～金曜日 正午～17時※祝日を除く）

釜石斎場の利用方法について

新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、当面の間、釜石斎場の利用方法については次のとおりとしますので、ご理解とご協力をお願いします

- ①釜石斎場への来場は可能な限り少人数（10人程度）としてください
- ②県外からの来場は可能な限り控えてください
- ③来場前に検温を行い、37.5℃以上の熱がある人は来場を控えてください
- ④咳エチケット（マスク着用）、来場前の手洗いを励行してください
- ⑤飲食は、食品が多数の人の手に触れることがないよう、あらかじめ1人分ずつ小分けにするなど、感染予防に努めてください

問い合わせ 市生活環境課 市民生活係 ☎27-8451

新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安

- 1 相談・受診の前に心掛けてほしいこと**
 - ・発熱などの風邪症状が見られるときは、学校や会社を休み外出を控える
 - ・発熱などの風邪症状が見られたら、毎日、体温を測定して記録しておく

2 帰国者・接触者相談センターに相談する目安
 - ①次のいずれかに該当する人は、帰国者・接触者相談センターにご相談ください
 - ・**風邪の症状**や**37.5度**以上の**発熱が4日以上**続く人
 - ※解熱剤を飲み続けなければならない人も同様
 - ・強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある人
- ②次の人は重症化しやすいため、①の状態が2日程度続く場合には、帰国者・接触者相談センターにご相談ください
 - ・高齢者
 - ・糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPDなど）の基礎疾患がある人や透析を受けている人
 - ・免疫抑制剤や抗がん剤などを使用している人

③妊娠している人は、早めに帰国者・接触者相談センターにご相談ください

■帰国者・接触者相談センター
釜石保健所 ☎25-2710（月～金曜日9時～17時）
県医療政策室 ☎019-651-3175 FAX019-626-0837（24時間対応）



市の相談窓口

新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口

内 容	担当課など	連絡先
新型コロナウイルス感染症 総合相談窓口（保健、医療に関すること）	市健康推進課	☎22-0179
市内事業者向け相談窓口（経営環境、資金繰りなど）	市商工観光課	☎27-8421
	釜石商工会議所	☎22-2434
	県沿岸広域振興局経営企画部 産業振興室	☎25-2718
市民の暮らしに関する相談窓口（生活費など）	市地域福祉課	☎22-0177